

情報セキュリティポリシー

新潟県後期高齢者医療広域連合

情報セキュリティ基本方針

今日、インターネットや電子メールに代表される情報通信ネットワークや情報システム、情報サービス等の利用は、生活、経済、社会のあらゆる面で普及しています。

一方、個人情報の漏えい、不正アクセスや新たな攻撃手法による情報資産の窃取・破壊・改ざん、操作ミス等によるシステム障害等が後を絶ちません。また、自然災害等によるシステム障害や疾病を起因とするシステム運用の機能不全にも備える必要があります。

新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」といいます。）は、住民の個人情報を始め、行政運営上、重要な情報等を多数保有しています。また、業務上、市町村との連携を必要とし、情報システムや市町村とのネットワークに依存しています。

したがって、これらの情報や情報を取り扱う情報システム及びネットワーク等を様々な脅威から防御することは、住民の権益を守るためにも必要不可欠です。

これらの状況を鑑み、広域連合が所管する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、確保するための対策（情報セキュリティ対策）を整備・実施するために、以下のとおり情報セキュリティ基本方針を定め、実施します。

1. 情報セキュリティ対策に取り組むための体制を確立します。
2. 情報セキュリティ対策の基準として情報セキュリティ対策基準を策定し、その実行のための手順等を盛り込んだ実施手順を策定します。
3. 所管する情報資産を適切に管理します。
4. 情報セキュリティ対策の重要性を認識させ、当該対策を適切に実施するために、職員等に対して必要な教育を実施します。
5. 情報セキュリティ対策に関する事故が発生した場合又はその予兆があった場合に速やかに対応するため、緊急時対応計画を定めます。
6. 情報セキュリティ対策の実施状況の監査及び自己点検等を通して、定期的に対策の見直しを実施します。
7. 所管する情報資産のリスク評価と対策を実施します。
8. すべての職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順を遵守します。
9. 地域全体の情報セキュリティの基盤を強化するため、地域における広報活動や注意喚起、官民の連携・協力等に積極的に貢献します。

制定日 平成19年8月1日
最終改正日 平成24年3月2日
新潟県後期高齢者医療広域連合
最高情報統括責任者（事務局長）